

Title	巻頭言 正義の女神像について
Author(s)	大木, 雅夫
Citation	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.14-5, 2005.3 : 3-3
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4364
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

正義の女神像について

若き日の憧れは、老いてなお変わることがない。40年も前にニュルンベルクのとある四辻で、正義の女神像を私は見た。噴水の飛沫を散らす台座の上にすくと立つ長身の美女を見た。強烈な印象とはいえ、微細は覚えていない。法律学を学び始めた頃、彼女は左手にもつ秤で罪の軽重を量り、罪ありとならば右手にかざす破邪の剣をもって処断する……日隠ししているのは、被告人の美醜、貧富、挙動などに惑わされないためだ……などと教えられていた。大家の講義だったが、そのまま信じたのが間違いのもとだった。目隠しでは、秤の目盛りは読めないし、法の裁きは夏の浜辺の西瓜割りともなりかねまい。

目隠しは法律家がさせたのではない。16世紀ドイツの人文主義法学者セバスチアン・プラントの著『愚者の船』(Narrenschiff)の挿絵によると、ある阿呆が女神の後からタオルで目隠しさせたという。正義の女神は眼が見えぬわいと拍手喝采したのは、民衆であった。

キリスト磔刑の絵は、画家たちが見てきたように描いた。正義の女神テミスを見た人はいない。種々さまざまの女神像が描かれてきた。15世紀末にデューラーの描く女神像は、秤と剣を持っているが、目隠しせず、実に柔和な瞳を輝かせている。どこかである時私は、角笛に花束を挿して胸に抱く優しさ一杯の女神像を見た。16世紀半ばのある絵には、鎖につながれて居眠りしている女神像が描かれている。現代にも通用する一種の風刺かとも思えるが、いやしくも人を裁くという以上は、俗流政治家の権力や内に潜む私利私欲に負けず、およそ誘惑に陥らないように、しっかり目を覚ましていなければなるまい。

正義の女神像を訪ねまわっていると、私は、目隠しなどしていないものに多く出会った。厳密にいうと13世紀ごろにも目隠し女神像はあったが、あの峻厳な女神像は、17、8世紀の君主権高揚期の所産にすぎず、1804年のナポレオン法典公定初版本を飾る女神像は、椅子に座り、目隠しせず、剣を持つ手は肘掛に置き、わずかに秤を掲げているだけだ。

つくづく世界は広く見渡さなければなるまいと思う。さもないと学者も学生も虚像の前に跪くことになりかねないからだ。今も私は、若き日に選んだ比較法学の道を歩んでいる。唐松の林の中の細道かとも思う。しかしおよそ法律は、制定の時からひたすら老化し時代遅れの道をたどる。法律によって、しかし法律を超えてゆこうとするならば、諸外国の法の発展から眼を離さず、その比較から問題解決の拠点を見つけ出し、それを基礎にして——単なる思い付きとは異なる——根拠ある解決を探求するというのが比較法の手法である。法もまたグローバル化の波間にあり、視野を広げるべきものといえよう。

それにしてもこのごろ私は、若き日に見た正義の女神像、目隠しした峻厳な美女の像に強く惹かれがちである。時折我こそは正義の味方黄金バットなどと啖呵をきりたくもなる。とはいいながら、比較法学の手法に従いさまざまな正義の女神像を見るべき者としては、目隠しなどせずに、裁きの場に引き出された「悪人」と、彼の生きた現世とを直視する優しくも悲しみに満ちた女神の瞳を想う。彼女にも、剣を振り下ろすべきときはあろう。しかし私は想う。そのとき彼女の瞳からは、きっと一筋の清らかな涙が流れ落ちるものと。